

(5) 水域利用

ア 河川等の状況

計画地周辺における河川等の状況は表 7.3-12 及び図 7.3-9 に示すとおりである。

計画地周辺には、用水路の玉川上水、野火止用水及び一級河川の空堀川がある。

玉川上水は多摩川中流の羽村取水口から新宿区四谷大木戸までを流れる延長約 43.0km の用水路であり、上流部（羽村取水口～小平監視所）は、水道原水導水路として、多摩川の水、中流部（小平監視所～浅間橋）は、排水路として清流復活事業による下水の高度二次処理水、下流部（浅間橋～四谷大木戸）は、排水路として排水が流れている。なお、玉川上水の一部区間において、玉川上水の北側を平行して新堀用水（玉川上水の分水）が流れている。

野火止用水は、小平市中島町に流れる玉川上水から分岐され、野火止台地を経て、新河岸川までを流れる延長約 24.0km の用水路であり、清流復活事業による下水の高度二次処理水が流れている。野火止用水は計画地周辺では暗渠化されている。

空堀川は、武蔵村山市野山北公園を水源とし、途中奈良橋川を合わせ、清瀬市中里で柳瀬川へ合流する流路延長約 15.0km、流域面積約 26.8km² の一級河川である。

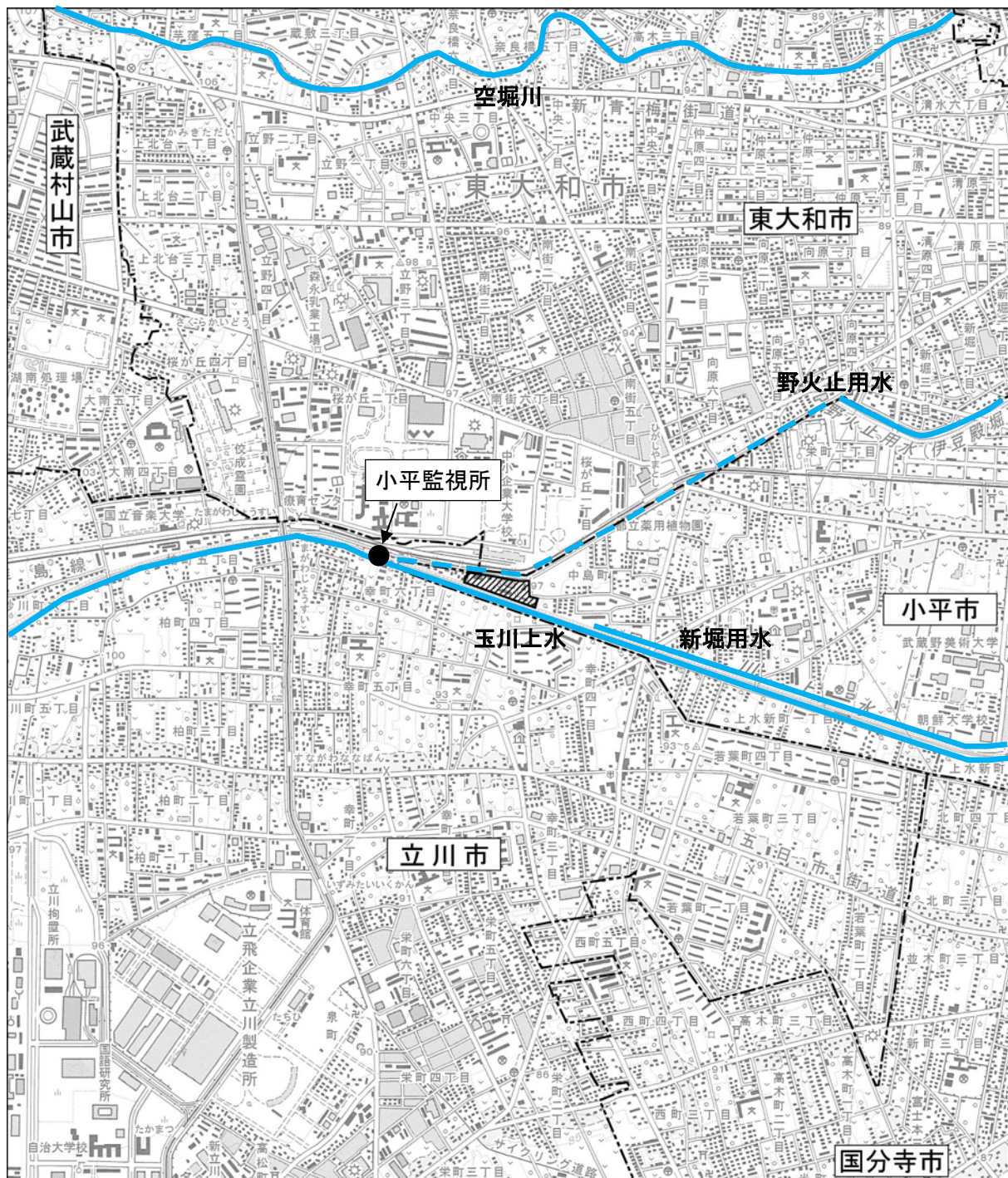
表 7.3-12 河川等の概要

名称	種別	水源	流路延長(km)	流域面積(km ²)
玉川上水	用水路	多摩川	43.0	(幅約 5.5m)
野火止用水	用水路	玉川上水の分水	24.0	(幅約 0.9m)
空堀川	一級河川	武蔵村山市 野山北公園	15.0	26.8

出典：「柳瀬川・空堀川流域連絡会」（東京都建設局ホームページ）

「史跡玉川上水保存管理計画書」（平成 19 年 3 月 東京都水道局）

「野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画」（平成 24 年 3 月 埼玉県新座市）



凡例

-  : 計画地
-  : 市界
-  : 河川等



1:25,000

0 250 500 1000m

図 7.3-9

計画地周辺の河川等の状況

注 1) 野火止用水の破線部は、地上面にはない箇所(暗渠)を示す。

イ 水域の利用状況

空堀川の河川水については、生活用水、事業用水、農業用水及び工業用水としての利用はない。

また、計画地周辺の小平市、東大和市、立川市における一定規模以上の揚水施設（揚水機の出力が300ワットを超える揚水施設）による地下水揚水量の状況は表7.3-13に示すとおりである。

平成29年における小平市内の揚水量は全体で17,599m³/日であり、そのうち工場が2,411m³/日、指定作業場が2,260m³/日、上水道等が12,927m³/日となっている。

表 7.3-13 地下水揚水量の状況

市	事業所の種類	事業所数	井戸本数	揚水量(m ³ /日)
小平市	工場	9	23	2,411
	指定作業場	31	36	2,260
	上水道等	33	50	12,927
	合計	73	109	17,599
東大和市	工場	4	12	6,932
	指定作業場	8	8	246
	上水道等	7	11	9
	合計	19	31	7,187
立川市	工場	19	20	570
	指定作業場	43	47	1,124
	上水道等	81	107	5,810
	合計	143	174	7,504

注1)端数処理のため、表の各欄の合計値と数値が一致しない場合がある。

出典：「平成29年都内の地下水揚水の実態(地下水揚水量調査報告書)」

(平成31年3月 東京都環境局)

ウ 下水道普及状況

計画地周辺の小平市、東大和市、立川市の下水道普及状況は表7.3-14に示すとおりである。

計画地のある小平市の下水道普及率は100%となっている。

表 7.3-14 下水道普及状況

市	全体人口(人)	普及人口(人)	普及率(%)
小平市	189,955	189,955	100
東大和市	85,857	85,836	100 注1)
立川市	182,092	182,092	100

備考)全体人口は、住民基本台帳及び外国人登録(平成29年1月1日)によるものとする。

注1)東大和市の普及率は、99.5%以上のため、100%概成とする。

出典：「東京都下水道局事業概要」(平成29年版 東京都下水道局)

(6) 気象

計画地周辺で風向、風速、気温、降水量等の観測を行っている観測所は、府中気象観測所（計画地の南東、約 7.4km）である。

また、計画地周辺で風向及び風速の観測を行っている一般環境大気測定局は、立川市泉町測定局（計画地の南西、約 2.5km）、小平市小川町測定局（計画地の東、約 4.4km）及び東大和市奈良橋測定局（計画地の北、約 2.5km）の 3 ヶ所である。

気象観測地点の位置は図 7.3-11 に示すとおりである。

府中気象観測所の主要な気象の状況は表 7.3-15 及び図 7.3-10 に示すとおりである。

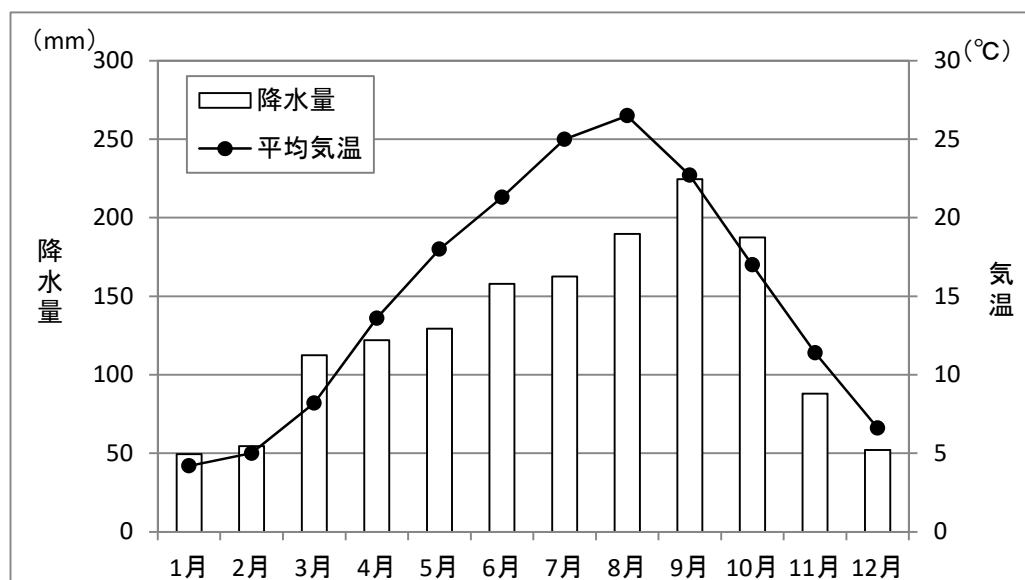
府中気象観測所における昭和 56 年（1981 年）から平成 22 年（2010 年）までの 30 年間の統計値は、平均気温が 15.0℃、日最高気温が 31.4℃、日最低気温が -0.9℃、年間降水量が 1,529.7mm であった。

表 7.3-15 気象の状況

項目		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
気温	平均(℃)	4.2	5.0	8.2	13.6	18.0	21.3	25.0	26.5	22.7	17.0	11.4	6.6	15.0
	日最高(℃)	9.8	10.3	13.3	19.0	23.2	25.8	29.6	31.4	27.1	21.7	16.6	12.3	20.0
	日最低(℃)	-0.9	0.0	3.2	8.5	13.3	17.5	21.5	22.9	19.2	12.8	6.6	1.4	10.5
降水量(mm)		49.4	54.5	112.4	122.1	129.4	157.8	162.6	189.6	224.6	187.5	87.9	52.2	1,529.7

注 1) 昭和 56 年(1981 年)から平成 22 年(2010 年)までの 30 年間の平均値

出典:「気象統計情報(観測地点:府中)」(気象庁ホームページ)



注 1) 昭和 56 (1981) 年から平成 22 (2010) 年までの 30 年間の平均値

出典:「気象統計情報(観測地点:府中)」(気象庁ホームページ)

図 7.3-10 気象の状況



凡例

-  : 計画地
-  : 市町界
-  : 一般環境大気測定局
-  : 気象観測所



1:75,000

0 1.5 3.0 km

図 7.3-11 気象観測所

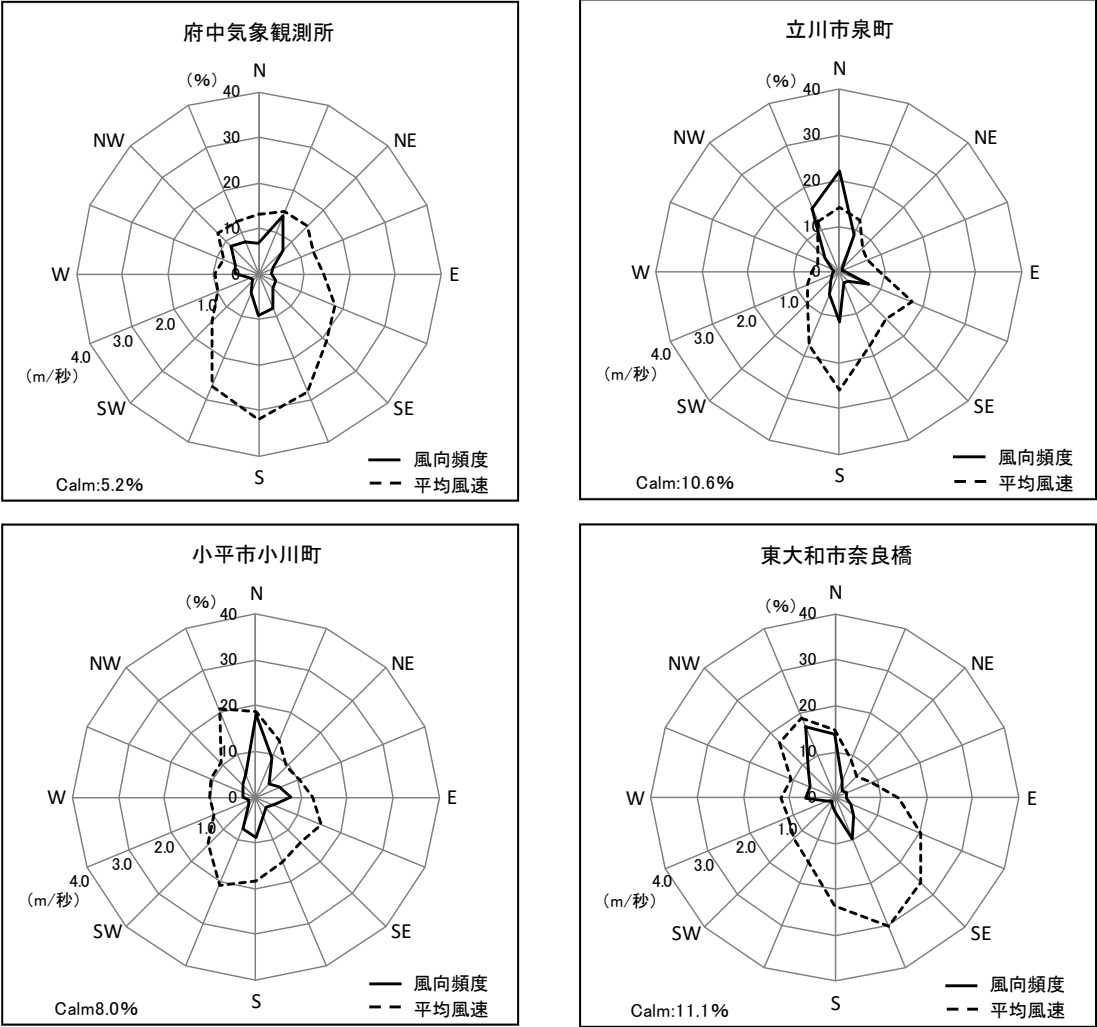
計画地周辺の一般局及び府中気象観測所における平成 29 年度の風向及び風速の測定結果は、表 7.3-16 及び図 7.3-12 に示すとおりである。

平成 29 年度の年間最多風向は府中気象観測所で北北東、立川市泉町及び小平市小川町で北、東大和市奈良橋で北北西となっており、平均風速は 1.4～1.9m/秒となっている。

表 7.3-16 風向・風速測定結果(平成 29 年度)

測定箇所	項目	春	夏	秋	冬	年間	観測高さ
府中気象観測所	最多風向	S	S	NNE	NNE	NNE	9.3m
	平均風速	3.5m/秒	3.2m/秒	1.4m/秒	1.6m/秒	1.5m/秒	
立川市泉町	最多風向	N	S	N	N	N	19.1m
	平均風速	1.5m/秒	2.6m/秒	1.3m/秒	1.3m/秒	1.4m/秒	
小平市小川町	最多風向	N	S	N	N	N	22.0m
	平均風速	2.0m/秒	1.7m/秒	1.6m/秒	2.4m/秒	1.9m/秒	
東大和市奈良橋	最多風向	NNW	SSE	NNW	NNW	NNW	13.0m
	平均風速	2.1m/秒	3.0m/秒	1.4m/秒	2.6m/秒	1.9m/秒	

出典：「気象統計情報(観測地点：府中)」(気象庁ホームページ)
「大気汚染測定結果」(平成 29 年度 東京都環境局ホームページ)



注 1) Calm: 静穏 (風速 0.2m/秒 以下)
出典：「気象統計情報(観測地点：府中)」(気象庁ホームページ)
「大気汚染測定結果」(平成 29 年度 東京都環境局ホームページ)

図 7.3-12 風配図 (平成 28 年度)

(7) 関係法令の指定・規制等

本事業及び環境影響評価に関わる主な関係法令は表 7.3-17 に示すとおりである。

表 7.3-17(1) 関係法令等

項目	関係法令等
全般	・環境基本法(平成 5 年法律第 91 号) ・都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) ・建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号) ・循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号) ・資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号) ・容器梱包に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成 7 年法律第 120 号) ・ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号) ・東京都環境基本条例(平成 6 年条例第 92 号) ・東京都環境影響評価条例(昭和 55 年条例第 96 号) ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年条例第 215 号) ・小平市環境基本条例(平成 13 年条例第 20 号) ・東京都建築安全条例(昭和 25 年条例第 89 号)
大気汚染	・大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号) ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号) ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 17 年法律第 51 号)
悪臭	・悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)
騒音	・騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
振動	・振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)
水質汚濁	・水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号) ・下水道法(昭和 33 年法律第 79 号) ・小平市下水道条例(昭和 45 年条例第 5 号)
土壌汚染	・土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)
地盤・水循環	・建設物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和 37 年法律第 100 号)
日影	・建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) ・東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例(昭和 53 年条例第 63 号)
電波障害	・電波法(昭和 25 年法律第 131 号)
景観	・景観法(平成 16 年法律第 110 号) ・東京都景観条例(平成 18 年条例第 136 号)
自然との 触れ合い 活動の場	・自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号) ・東京都における自然の保護と回復に関する条例(平成 12 年条例第 26 号)
廃棄物	・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号) ・東京都廃棄物条例(平成 4 年条例第 140 号) ・小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例(平成 4 年条例第 25 号) ・東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成 5 年条例第 24 号) ・武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成 5 年条例第 14 号)

表 7.3-17(2) 関係法令等

項目	関係法令等
温室効果 ガス	・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号) ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号) ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和 63 年法律第 53 号)
緑化	・東京における自然の保護と回復に関する条例(平成 12 年条例 216 号) ・小平市緑の保護と緑化の推進に関する条例(昭和 47 年条例第 17 号)
文化財	・文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号) ・東京都文化財保護条例(昭和 51 年条例第 25 号)
その他	・道路法(昭和 27 年法律第 180 号) ・消防法(昭和 23 年法律第 186 号) ・電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号) ・労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号) ・雨水の利用の促進に関する法律(平成 26 年法律第 17 号) ・東京都福祉のまちづくり条例(平成7年条例第 33 号) ・建築物バリアフリー条例(平成 15 年条例第 155 号) ・火災予防条例(昭和 37 年条例第 65 号) ・小平市風致地区条例(平成 25 年条例第 31 号) ・小平市福祉のまちづくり条例(平成9年条例第2号)

(8) 環境保全に関する計画等

ア 東京都

計画地が位置する東京都が策定する環境保全に関する計画は表 7.3-18 に示すとおりである。

表 7.3-18(1) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」(平成 28 年 12 月)	「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」は、新しい東京をつくるための今後の都政の具体的な政策展開を示す計画であり、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化するものである。「FIRST戦略」として、東京が日本の成長のエンジンとして、サステナブル、持続可能な成長に向けて、「東京の成長戦略」の大きな方向性を提示している。 また、「東京のFUTURE」として 2060 年までの人口・世帯数の推計、将来の人口展望や、科学技術の進歩や個人の意識の大きな変化などを通した東京の未来像の一端を提示している。本計画が実現を目指す3つのシティは、以下のとおりである。 セーフシティ:もっと安全、もっと安心、もっと元気な首都・東京 ダイバーシティ:誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京 スマートシティ:世界に開かれた、環境先進都市、国際金融・経済都市
東京都環境基本計画 (平成 28 年3月)	この計画は、東京都においては、先進的な環境施策を積極的に展開していく必要があること、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、持続可能な都市の姿を示し、レガシーとして継承していく必要があることから、東京の将来像や、その実現に向けた政策展開を改めて都民に明らかにしていくために、新たな環境基本計画が策定された。 東京が直面する環境面での課題・現状を踏まえ、長期ビジョンに示した環境政策との整合を図る観点から、以下の5つを政策の柱と位置付け、施策を展開していくこととしている。 ①スマートエネルギー都市の実現 ②3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 ③自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 ④快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保 ⑤環境施策の横断的・総合的な取組 また、中期的な通過点として、2030 年までの削減目標を次のとおりとしている。 ○東京都の温室効果ガス削減目標 2030 年までに、東京の温室効果ガス排出量を 2000 年比で 30%削減 <部門別目標> 2030 年までの削減目標(2000 年比) ・産業・業務部門:20%程度(業務部門:20%程度) ・家庭部門:20%程度 ・運輸部門:60%程度 ○東京都のエネルギー消費量削減目標 2030 年までに、2000 年比で 38%削減。 主な施策の方向性としては、平成 22 年度に東京都が先駆的に導入した、大規模事業者に対するキャップ&トレード制度の着実な運用や、省エネ・節電行動の推進、次世代自動車等の更なる普及等としている。

表 7.3-18(2) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
東京都電力対策緊急プログラム(平成 23 年5月)	このプログラムは、過度の電力依存社会からの脱却を目指して、以下の3点を基本的な考え方として、節電や電源確保の具体策をとりまとめたものである。 ・過度の便利さや過剰に電力を消費する生活様式を見直す ・『東京産都市型電力』を確保し、エネルギー源の多様化・分散化を図る ・これらの取組を実施し、低炭素・高度防災都市づくりを進める
ヒートアイランド対策取組方針(平成 15 年3月)	この方針は、「ヒートアイランド対策推進会議」において、今後の対策の方向性を取りまとめたものであり、以下の3つの基本的考え方が示されている。 〔基本的考え方〕 ・環境に配慮した都市づくりの推進 ・総合的な施策の展開～都庁内外の総力を結集して ・最新の研究成果を取り込んだ施策の展開
ヒートアイランド対策ガイドライン(平成 17 年7月)	このガイドラインは、地域の熱環境の状況を地図上で示した『熱環境マップ』、熱環境マップ上の各類型の地域特性に適した対策メニューを示した『東京モデル』、及び建物用途別の対策メニューにより構成されている。
東京都資源循環・廃棄物処理計画(平成 28 年3月)	この計画は、廃棄物処理法に基づく法定計画であり、東京都環境基本計画に基づく個別分野の計画である。「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指すべき姿として、以下の計画目標を掲げている。 計画目標1 資源ロスの削減 計画目標2 「持続可能な調達」の普及 計画目標3 循環的利用の推進と最終処分量の削減 計画目標4 適正かつ効率的な処理の推進 計画目標5 災害廃棄物の処理体制 また、計画目標3の中で、以下の計画指標を掲げている。 ・一般廃棄物の再生利用率 2020 年度:27%、2030 年度:37% ・最終処分量(一般廃棄物・産業廃棄物計) 2020 年度:2012 年度比 14%削減、2030 年度:2012 年度比 25%削減
東京都建設リサイクル推進計画(平成 28 年4月)	この計画は、公共・民間の区別なく、都内で行われる様々な行為の一連の過程において、建設資源の循環利用等を促進することを対象としている。平成 30 年度及び 32 年度を目標に、以下の項目について目標指標を定めている。 〔目標指標〕 ・建設廃棄物の再資源化・縮減率(発生量に対する再資源化、縮減及び再使用された量の比率) ・建設発生土の有効利用率(土砂利用量に対する建設発生土利用量の比較) また、この計画を補完し、この計画に定める施策の詳細事項や建設資源循環のルールなどを規定するものとして、ガイドラインを改定し、これを運用することにより建設資源循環の施策を着実に実施することとしている。

表 7.3-18(3) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
東京地域公害防止計画(平成 24 年3月)	この計画は、環境基本法第 17 条に基づき、公害が著しい特定の地域等について、公害防止に関する施策を総合的に推進することを目的として策定されたものであり、計画実施期間を平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とした東京都の第9次公害防止計画である。 東京湾の水質は十分に改善されているとは言えず、また、一部河川の底質においてダイオキシン類の無害化処理が完了していないことから、以下の2つを計画の主要課題としている。 (1)東京湾の水質汚濁 東京湾の COD に係る水質汚濁及び全窒素・全りんによる富栄養化の防止を図る。 (2)横十間川のダイオキシン類汚染 横十間川のダイオキシン類による人の健康被害の防止を図る。
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画(平成 25 年7月)	この計画は、都民の生命と健康を守るため、大気汚染の主要な発生源である自動車に対する排出ガス規制に取り組むため、以下の目標と施策が示されている。 〔目標〕 ・平成 32 年度までに対策地域において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目指す。 ・平成 27 年度までに監視測定局において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成することを中間目標とする。 〔施策〕 ・自動車単体施策の強化等(ディーゼル車の走行規制等) ・車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の推進 ・低公害・低燃費車の普及促進 ・エコドライブの普及促進 ・交通量対策 ・交通流対策 ・局地汚染対策の推進 ・普及啓発活動の推進 ・その他(関係者間の連携等)
「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針(平成 19 年6月)	「10 年後の東京」において、『水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる』ことを、今後 10 年間で展望した施策における第一の柱として掲げている。この「10 年後の東京」の策定を受け、東京の総力を投入して「緑施策」の一層の強化を図るため、全庁横断型の戦略的組織である「緑の都市づくり推進本部」を設置し、「緑の東京 10 年プロジェクト」を推進していくとされている。 また、「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針は、緑あふれる東京の再生を目指したものであり、以下の4つの方針を挙げている。 方針1 都民・企業が主人公である「緑のムーブメント」の展開 方針2 街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実 方針3 校庭芝生化を核とした地域における緑の拠点づくり 方針4 あらゆる工夫による緑の創出と保全
「緑の東京 10 年プロジェクト」の施策化状況 2012(平成 24 年3月)	この施策化状況は、平成 19 年6月策定の「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針を踏まえ、平成 24 年度予算編成の中でプロジェクトが検証され、予算化された各事業の概要について示されている。

表 7.3-18(4) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～(平成24年5月)	この緑施策の新展開は、生物多様性の保全に関する都の現在の施策と将来の方向性を示したものであり、生物多様性基本法が規定する生物多様性地域戦略の性格を併せ持ったものである。目指すべき東京の将来像は、以下の3つを挙げている。 〔将来像〕 ・四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。 ・豊かな緑が、人々にうるおいややすらぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。 ・東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。
東京都景観計画(平成23年4月、平成30年8月改定)	この計画は、都民や事業者、区市町村等と連携・協力しながら、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策を示すものとして策定されている。 この計画の基本理念として「都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」、「交流の活発化・新たな産業の創出による東京の更なる発展」、「歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上」の3つを挙げている。

イ 小平市

小平市の環境保全に関する計画は表 7.3-19 に示すとおりである。

表 7.3-19 小平市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
こだいら 21 世紀構想 －小平市第三次長期 総合計画基本構想－ (平成 18 年3月)	この基本構想では、新しい時代における新たな「羅針盤」としての役割を果たすことになり、めざすべき将来都市像を「躍動をかたちに進化するまちこだいら」とし、基本構想の基本的な理念に基づいて実現するため、以下の5つの将来都市像を定めている。 1 安全・安心で、いきいきとしたまち－地域・安全・生活・文化－ 2 快適で、ほんわかとするまち－緑・水・環境－ 3 健康で、はつらつとしたまち－次世代育成・健康福祉・教育・生涯学習－ 4 住みやすく、希望のあるまち－都市基盤・交通・産業－ 5 健全で、進化するまち－地方自治・行財政－
新中期的な施策の取 組方針・実行プログラ ム(平成 30 年2月)	「新中期的な施策の取組方針・実行プログラム」は、平成 18 年度から実施の「こだいら 21 世紀構想－小平市第三次長期総合計画基本構想－」の「躍動をかたちに進化するまち」の実現に向けて着実に実務事業を実施することを目的に、平成 29 年度～平成 32 年度に取り組む事業を示している。
小平市都市計画マス タープラン(平成 29 年 3月)	このマスタープランは、主に土地利用や都市基盤などの都市計画の視点から、目指すべき将来都市像などの個別の事業を進めるうえで踏まえるべき基本的な考え方を示すものである。目標年次は、平成 29 年度から平成 38 年度までとし、まちの将来像を「みどりつながる快適生活都市こだいら」とし、まちづくりの目標として以下の目標を掲げている。 目標1 “顔”をもったまちをつくる 目標2 “みどり”を感じられるまちをつくる 目標3 “にぎわい”を育むまちをつくる 目標4 “ひと”にやさしいまちをつくる 目標5 市民の“ちから”を活かせるまちをつくる
小平市第二次環境基 本計画(平成 24 年3 月)	この計画は、これまでの取組の成果や課題、環境問題を取り巻く社会情勢の変化、小平市の特性、市民への環境意識調査結果などを踏まえ、環境施策のより一層の推進を図るため策定している。 小平市環境基本条例第3条に規定する基本理念の実現に向け、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。
小平市みどりの基本 計画(平成 22 年3月)	この計画は、市民が利用する都市公園の整備、小平にとって大切な雑木林など緑地の保全、道路や住宅地、工場などを対象とした都市緑化の推進、市民参加のみどりのまちづくりの場を増やすことなどを対象にしている。 そして、将来の小平のみどりの総合的な整備・保全の方針を定め、計画的かつ体系的に講じることにより、その効果をより高めることを目的に、平成 22 年度～平成 32 年度までを計画の期間としている。
小平市一般廃棄物処 理基本計画(平成 30 年3月改訂)	この計画は、今後の循環型社会の確立を目指して、前計画の見直しを行い、総合的かつ計画的な廃棄物処理事業を推進するための方向性などを定めるものとしている。 「小平市第三次長期総合計画基本構想」の理念の実現に向けた廃棄物部門の計画として、「小平市第二次環境基本計画」を踏まえつつ、さらなる廃棄物の減量と適正処理への方策を定めている。 また、「東京都廃棄物処理計画」のほか、小平・村山・大和衛生組合及び同組合の構成市である武蔵村山市と東大和市など、関係地方公共団体の一般廃棄物処理基本計画等との整合した計画となっている。 この計画は、平成 26 年度から平成 34 年度までを計画期間とし、平成 34 年度までの数値目標は以下のとおり設定している。 ① 平成 34 年度に市民一人 1 日当たりのごみ・資源総量 640g以下 ② 平成 34 年度に市民一人 1 日当たりのごみ量 480g以下

ウ 東大和市

東大和市の環境保全に関する計画は表 7.3-20 に示すとおりである。

表 7.3-20 東大和市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
東大和市総合計画(平成 25 年3月)	この計画は、21 紀初頭を展望した新たな時代にふさわしい基本構想を策定することとし、基本構想を実現するため、着実な計画の遂行をめざしている。 基本構想では、めざすべき将来都市像を「人と自然が調和した生活文化都市東大和」とし、都市像を実現するための基本目標を、以下のとおり定めている。 ・ 豊かな人間性と文化をはぐくむまち ・ 健康であたたかい心のかよいあうまち ・ 暮らしと産業が調和した活力あるまち ・ 環境にやさしく安全で快適なまち ・ 相互の理解と協力に支えられるまち
東大和市都市マスタープラン(改定)(平成 27 年3月)	このマスタープランは、第二次基本構想・第四次基本計画及び関連計画における都市づくり方針等を踏まえるとともに、東日本大震災の経験を踏まえた災害に強い都市づくり、「景観法」の施行を踏まえた景観に配慮した都市づくりなど、現行計画策定後からの状況変化などを加味した見直しを行い、平成 27 年度からの都市づくりの新たな指針とするための目的としている。 「多摩湖をシンボルとした自然環境に恵まれた住宅都市の実現」を目指し、都市づくりの理念は、以下のとおり定めている。 ① 身近な生活空間の質的充実に努めます。 ② 後世に誇れる都市の個性と活力の創出に努めます。 ③ 市民と行政による協働の都市づくりに努めます。
第二次東大和市環境基本計画(平成 29 年3月)	この計画は、東大和市環境基本条例第7条に基づき、環境基本計画は同条例の基本理念を実現するため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。また、同条例第7条第2項に基づき、「環境の保全に関する目標」「環境の保全に関する施策の基本的な方向」「そのほか環境保全に関する施策の推進のために必要な事項」を定めている。 自発性と協働による環境保全の取組を推進し、良好な環境を将来にわたり確保するとともに、持続的発展が可能な社会をつくりあげていくことを目指して、市民、事業者及び市の共通目標となる「望ましい環境像」を以下のとおり掲げている。 ・ 「人と自然が共生する豊かな環境を育み、次の世代に引き継げるまち」
東大和市緑の基本計画(平成 11 年 10 月)	この計画は、緑の現況と課題を整理し、狭山丘陵をはじめとする樹林他や農地の緑を保全するとともに、将来にわたって緑の創出を推進することにより、緑豊かで快適な都市環境を創造していくために策定している。
東大和市一般廃棄物処理基本計画(平成 30 年3月)	この計画は、環境への負荷をできるだけ低減し、持続的発展可能な循環型社会を構築していくためには、生産・流通の段階にまでさかのぼり、廃棄物の発生・排出抑制、再使用及び再利用に積極的に取組む必要があり、市民及び事業者との協働のもと、廃棄物の発生・排出抑制、資源物の有効利用等に努め、良好な環境を確保し、持続的発展が可能な社会を目指すこととしている。 廃棄物減量の推進指標として以下の目標を設定している。 目標1 平成 34 年度に市民一人1日当たりの廃棄物排出量は 650g/人・日以下を目指す。 目標2 衛生組合への廃棄物搬入量(資源・有害ごみを除く)は一人1日当たり 470g/人・日以下を目指す。 目標3 最終処分量は搬入配分量以下を目指す。

エ 武蔵村山市

武蔵村山市の環境保全に関する計画は表 7. 3-21 に示すとおりである。

表 7. 3-21 武蔵村山市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
武蔵村山市第四次長期総合計画後期基本計画(平成 28 年3月)	この計画は、社会潮流の変化や複雑化・多様化する行財政需要に的確に対応し、市民との協働によるまちづくりを推進するため、前期基本計画に続き、基本構想の目標年度である平成 32 年度までの行政運営の目標や基本的な方針、主要施策等を明らかにした後期基本計画としている。 この計画が掲げる市の将来都市像「人とみどりが織りなす夢ひろがるやさしいまちむさしむらやま」の実現に向けて、まちづくりの理念を以下のように掲げている。 1 地域が一体になって人を育み、守る、思いやりのあるまちづくり 2 恵まれた自然環境と都心近郊の利便性が感じられる、快適で暮らしやすいまちづくり 3 自然や文化、産業を生かし、地域の特性を生かした個性あるまちづくり 4 市民、事業者と市が協働し、みんなで考え、行動するまちづくり
武蔵村山市まちづくり基本方針(改定)(平成 25 年 10 月)	この基本方針は、「全体構想」、「地域別構想」、「実現化に向けた方策」の3つから構成されている。 「全体構想」では、周辺市町との関係を踏まえた市全体のまちづくりの方針を定めている。「地域別構想」では、市内の主要幹線道路で区分される4地域について各地域の特性を生かしたまちづくりの方針を定めている。「実現化に向けた方策」では、まちづくりの方針を実現するための考え方や方策を示している。
武蔵村山市第二次環境基本計画(平成 28 年 3 月)	この計画は、「武蔵村山市環境基本条例」第8条の規定に基づき、環境基本条例の基本理念を具体化し、環境保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 18 年に「武蔵村山市環境基本計画」を策定し、平成 24 年度には改訂を行った。前計画が平成 27 年度に目標年度を迎えたことをうけ、社会情勢の変化や新たな課題等に対応するため策定している。望ましい都市像として以下を掲げている。 ・「みどり」と「暮らし」をみんなで育む住み良いまちむさしむらやま。
武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画(平成 30 年1月)	この計画は、「武蔵村山市第四次長期総合計画」の理念の実現に向けた廃棄物部門の計画として、「武蔵村山市環境基本計画」を踏まえつつ、更なる廃棄物の減量と適正処理への方策として定められており、国の「第四次環境基本計画」、「第三次循環型社会形成推進基本計画」や、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、各リサイクル法、東京都の「東京都資源循環・廃棄物処理計画」、「東京都『持続可能な資源利用』に向けた取組方針」、関連自治体の一般廃棄物処理基本計画などと整合を図って策定している。 計画目標年度を平成 39 年度とし、以下の目標値を定めている。 目標指標 ・排出原単位 642g/人・日 ・収集ごみ量原単位 381g/人・日 ・リサイクル率(エコセメントを含む)38% 目標とするごみ・資源排出量 ・収集量 15,582t/年 ・持込ごみ量 2,047t/年 ・資源量(エコセメントを含む)6,919t/年

オ 立川市

立川市の環境保全に関する計画は表 7.3-22 に示すとおりである。

表 7.3-22 立川市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
立川市第4次長期総合計画(平成 27 年3月)	この計画は、長期的な展望とまちづくりの将来像を示し、めざすまちの姿の実現に向け、社会の変化に対応しつつ、計画的に市民とともにまちづくりを進めていくために、市政運営の指針となる長期総合計画を引き続き策定している。 まちづくりの将来像として、「にぎわいとやすらぎの交流都市立川」と定めており、将来像の実現に向けて、まちづくりの方向性を以下の5つの都市像を定めている。 ・ 育ちあい、学びあう文化の香り高いまち ・ 安全で、環境にやさしい快適なまち ・ 人々が交流し、さまざまな価値がうまれる活力あるまち ・ ともに見守り支えあう、安心して健やかに暮らせるまち ・ 分権型社会に対応した持続可能なまち
立川市都市計画マスタープラン(平成 29 年6月)	このマスタープランは、大きく分けて「全体構想」と「地域別構想」で構成している。 全体構想では、将来の立川市の都市像や都市構造等をどのように考えるのかということを「都市整備基本方針」で示し、それらの基本的考え方を踏まえて、立川市全体の自然環境や道路・交通等の部門別計画である「都市整備基本構想」を示している。「地域別構想」では、地域に密着した地域ごとの将来像とまちづくりの方針を示している。
立川市第2次環境基本計画(平成 27 年6月)	この計画は、目指すべき環境像の実現に向けて、環境の保全等に関する施策を総合的に推進・管理・実行するための方針・道筋を示すことを目的とし、目指すべき環境像として、以下を掲げている。 ・ 「人と自然を育み住みやすさを創るまち」
立川市緑の基本計画(平成 11 年3月)	この計画では、地域の個性や独自性を十分に考慮しながら、緑地の保全、公園緑地の整備、その他公共施設や民有地の緑化など、都市の緑全般を対象として、市町村が目指す緑の将来像とそれを実現するための施策が示されている。 「緑の基本計画」の特色は、以下のとおりとしている。 ・ 都市緑地保全法という法律に根拠をおく計画です。 ・ 住民に最も身近な地方自治体である市町村が策定する計画です。 ・ 従来の緑地に関する計画を統合・拡充した、都市の緑に関する総合的な計画です。 ・ 計画の内容は、市民に公表することが義務づけられています。
立川市一般廃棄物処理基本計画(平成 27 年)	この計画は、ごみの適正処理を進めるため、「平成 22(2010)年5月に策定したごみ処理基本計画」の達成状況を確認し、関連計画や法制度の動向、社会情勢の変化に応じて市が抱える課題に対応していくため、改定を行うものである。 計画目標年度を平成 36 年度とし、以下の数値目標を定めている。 ① ごみ排出量を約 30%減らすことを目指す。(41,660t/年) ② 燃やせるごみの量を約 50%減らすことを目指す。(22,483t/年) ③ 資源化率を約 45%にすることを目指す。 ④ 埋立量を 70t/年とすることを目指す。

カ 東村山市

東村山市の環境保全に関する計画は表 7.3-23 に示すとおりである。

表 7.3-23 東村山市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
東村山市第4次総合計画後期基本計画(平成 28 年3月)	この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3層で構成され、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本となる指針を示したものである。「みんなで創る、みんなの東村山」を計画策定の基本に据え、将来都市像として、「人と人とみどりが響きあい笑顔あふれる東村山」と定めており、将来像の実現に向けて、以下の基本目標を示している。 基本目標1 みんなで支え助け合う、健やかにいきいきと暮らせるまち 基本目標2 みんなが楽しく学び、豊かな心を育むまち 基本目標3 みんなでつくる安全・安心とうるおいを実感できるまち 基本目標4 みんなが快適に暮らせる、活力と魅力にあふれたまち
東村山市都市計画マスタープラン(平成 12 年7月)	このマスタープランは、まちづくりの基本的・総合的・長期的な考え方をまとめた将来へのビジョンであり、「まちづくりの憲法」ともいえるものとなっている。第3次総合計画の将来都市像である「緑あふれ、くらし輝く都市」の実現のためのまちづくりの目標を、以下のように掲げている。 1 東村山の風土を守り、つくり育てるまち 2 これからも住み続けたい快適なまち 3 明日を拓く豊かな心と創造力を育てるまち 4 誰もが健やかに暮らせるあたたかいまち
東村山市環境基本計画(平成 23 年3月)	この計画は、「東村山市環境を守り育むための基本条例」の目的、理念及び基本的施策等を実現するために、東村山市がめざす環境像と具体的な目標、施策の基本的方針等を設定し、最新の環境の状況および社会情勢を勘案し、今後の新たな施策体系を構築するため策定されている。 市の環境上の目標を総括的・象徴的に表現した理想の環境像を以下のように掲げている。 ・「環境をまもり、豊かなこころを育むまち」
東村山市みどりの基本計画(平成 23 年3月)	この計画は、「みどり」ということばを、樹木、草木などの植物だけでなく、野生鳥獣や昆虫、魚などの動物の生態系とその総合的な環境としての土壌、大気、水などの自然の構成要素全体を示すものである。人間も生態系の一部であるとの認識を基本としつつ、市民生活とみどりの関わりを中心に、人間の精神や文化の基盤としての自然、安全で快適な生活環境を保全し、都市の美しい景観をつくる上で必要なみどりという意味にも使っている。計画の基本理念を以下のように掲げている。 ・「みどり豊かな生きいきとしたまち東村山」
東村山市一般廃棄物処理基本計画(平成 28 年4月改訂)	この計画は、廃棄物をめぐる時代の背景として、循環型社会の形成のみならず、エネルギーや資源、地球温暖化対策などの地球環境問題、コストの低減、広域的な取り組みによる効率化の推進、新技術による資源化など、持続可能な社会の実現が求められているような、社会状況の変化を踏まえ、前計画の基本理念の実現を確実に実行していくために改訂されている。 計画目標年度を平成 32 年度とし、以下の取り組み目標を目指している。 ① 1人1日あたりのごみ量 630.0gを目指す ② 総資源化率 45.0%を目指す ③ 埋立処分量のゼロを維持する

キ 国分寺市

国分寺市の環境保全に関する計画は表 7.3-24 に示すとおりである。

表 7.3-24 国分寺市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
国分寺市総合ビジョン (平成 29 年3月)	この総合ビジョンでは、急速な社会環境の変化への対応や、施策と事業の一体化により、計画を具体化して実効性の向上を図ることを目的としており、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想である「国分寺市ビジョン」とその実現のための具体的な取組等を定めた「国分寺市ビジョン実行計画」の2層から構成されている。 市民・事業者等とともにまちづくりを進める上での共通の目標として、「未来のまちの姿」を以下のとおり定めている。 ・「魅力あふれひとがつながる文化都市国分寺」
国分寺市都市計画マスタープラン(平成 28 年2月)	このマスタープランは、市のまちづくりの理念を示し、まちづくりの目標や都市構造を位置づけた「全体構想」、4つの分野に分けてまちづくりの方針を示した「分野別構想」、各地域の方針を示した「地域別構想」、まちづくりを円滑に推進するための具体的な施策を示した「実現のための方策」によって構成している。市の特性を活かした今後のまちづくりを進めるための理念として、以下の「まちづくりのテーマ」を掲げている。 ・「活気ある暮らしやすいまちこくぶんじ」
第二次国分寺市環境基本計画(平成 26 年3月)	この計画は、国分寺市環境基本条例第7条に基づき、環境の保全、回復及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定している。 この計画は、環境の保全、回復及び創造に関する目標と施策の方向性を定め、環境行政の基本方針となるとともに、計画を推進するための市民、事業者等、市の役割と、環境に配慮した市民生活、事業活動、施策展開の指針を示している。また、環境の望ましい将来像を以下のとおり設定している。 ・「未来の子どもたちへ引き継ぐこくぶんじの豊かな環境」
国分寺市一般廃棄物処理基本計画(一部変更)(平成 26 年4月)	この計画は、今あるものを再利用・再資源化することで、ごみとなることを可能な限り抑制していくことなどにより、環境への負荷を最小限に抑制することを廃棄物施策の重点目標とし、その達成に向け、市民・事業者・行政が取り組む基本的な方向を明らかにするためのものである。 計画目標年度を平成 30 年度とし、以下の目標を設定している。 1 ごみ・資源物総量削減の目標(市民1人1日あたりのごみ・資源物排出量) ・ごみ・資源物総量 26,922t ・人口推計による市民1人1日あたりのごみ・資源物総量 618.1g 等 2 リサイクル率の目標 ・リサイクル率 41.1% 3 焼却量・埋立処分量の目標 ・焼却量 16,314t ・埋立量 54m³

ク 国立市

国立市の環境保全に関する計画は表 7.3-25 に示すとおりである。

表 7.3-25 国立市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
国立市総合基本計画 (第5期基本構想・第1 次基本計画)(平成 28 年3月)	この計画は、第5期基本構想の目指す基本理念や目標の実現を図ることで、市が将来にわたって「魅力的」であり続け、より多くの人たちから「選ばれる」まちとなることを目指している。また、「国立」の名にふさわしく「この地から新たな国が立つ」ような、先導的で多様性・寛容性のある文化や風土を創り出し、「人間を大切にすまち」を確立することを目的としている。 基本構想では、人口減少・超少子高齢社会の到来を見据え、国立市を取り巻く現状を踏まえて期間に目指すべき理想像である「まちづくりの目標」を以下のように掲げている。 ・ 学び挑戦し続けるまち ・ とともに歩み続けるまち ・ 培い育み続けるまち ・ 文教都市くにたち
国立市都市計画マスター プラン〔第2次改訂 版〕(平成 30 年6月)	このマスタープランは、基本理念を実現するために達成を目指すまちの姿として、4つの骨格ごとにまちづくりの目標を掲げている。 ① 自然 守り、つなげる国立の自然 ② 生活・産業 みんなでつくるまち、安心して豊かに暮らせるまち ③ 交通 歩きやすいみち、歩きたくなるまち ④ 街並み 住む人に心地よく、美しく個性的な空間を育むまち
国立市環境基本計画 (平成 25 年7月)	この計画は、「国立市次世代に引き継ぐ環境基本条例」第9条に基づき、同条例の目的、理念を踏まえ、行政、市民、事業者および教育機関が環境保全に取り組んでいく上での共通の環境像や目標、施策の方向性を示すとともに、環境保全に向けた各主体の行動を積極的に誘導していく役割を担うことを目的としている。 将来像として第2次基本計画の将来像を掲げるとともに、自然と都市が共生する国立市の環境をこれからも守るため、将来像実現に向けた目標を以下のように掲げている。 ・ 「人と自然が共生するまち“国立らしさ”を守り・育てる」
第2次国立市循環型社会形成推進基本計画 (平成 28 年4月)	この計画は、これまで天然資源を過剰に消費し、さまざまな環境負荷を増大させてきてきたことから、生産、流通、販売、消費、廃棄の各過程において、資源やエネルギーの使用を極力抑えた循環型社会の構築が急務となっていたなかで、市民だけでなく関係する自治体の人々が将来にわたって健康で文化的な生活を確保するために市民・事業者・行政の責任と権利を明確にし、循環型社会形成に向けて協働で取り組んでいくことを基本方針としている。 計画目標年度を平成 37 年度とし、以下の目標を設定している。 ①ごみ・資源物総量の目標 平成 37 年度 701.3g/人日 (18, 872t/年) (総ごみ排出量) 等 ②総資源化率の目標 平成 37 年度 42.3% ③焼却残排排出量の目標 平成 37 年度 1,115.9t

ケ 昭島市

昭島市の環境保全に関する計画は表 7.3-26 に示すとおりである。

表 7.3-26(1) 昭島市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
第五次昭島市総合基本計画(基本構想・基本計画)(平成 23 年5月)	この計画は、市を総合的、計画的に運営していくための基本となる計画であり、まちづくりの目標を掲げ、それを実現するための施策を示している。計画は、「基本構想」と「基本計画」、そして別に策定する「実施計画」の三層で構成され、平成 32 年度を目標年としている。 基本構想では人も、まちも、緑も元気な「新しい昭島」をともに創り上げていくため、市民と行政が目指す将来都市像を次のとおり定めている。 ・「ともにつくる 未来につなぐ 元気都市 あきしま ～人も元気 まちも元気 緑も元気～」
昭島市都市計画マスタープラン(改定)(平成 23 年3月)	このマスタープランは、市全体の将来構想として、都市の将来像(まちづくりの目標)を定め、これからどのような目標に向かってまちづくりを行っていくのか、その全体構想を明らかにしていくとともに、市民の意見を反映させながら、これを実現するための方針を示している。 「まちづくりの方針」として、3つの基本目標を実現していくために展開する、3つの基本目標を以下のとおり掲げている。 ① 人と自然の共生・循環を大切にするまち ② 生涯にわたり安心して暮らせるまち ③ 活発な都市の営みを支えるまち
昭島市環境基本計画(平成 24 年3月)	この計画は、「昭島市環境基本条例」に基づき、国や東京都の「環境基本計画」との関連性に配慮するとともに、「昭島市総合基本計画」を環境面から実現する、環境行政の最上位計画に位置づけられる。 望ましい将来像として「美しい水と緑を将来の世代に」と定め、その実現に向けて以下の5つの基本目標を定めている。 1 水と自然を大切にするまち 2 緑とふれあう文化のまち 3 健康な暮らしを守るまち 4 地球にかかる負担の少ないまち 5 環境を学びみんなで取り組むまち
昭島市水と緑の基本計画(平成 23 年3月)	この計画は、都市緑地法第4条に基づき、市町村がその区域内における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策を総合的、計画的に実施するために策定している。 社会情勢、環境意識等の変化にも対応する必要があること、さらには、緑と密接な関係がある河川や湧水等の「水」についても一体的に保全していく必要性が高まっていることなどから策定した水と緑のまちづくりのための基本理念と、その施策を展開していくにあたっての基本方針を次のように設定している。 ・「水と緑と人々のふれあいを大切にするまち」

表 7.3-26(2) 昭島市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
第四次昭島市一般廃棄物処理基本計画(平成 28 年3月)	この計画は、前計画が策定されてから5年が経過し、この間、国では「第三次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、質にも着目した循環型社会の形成として、リサイクル(再生利用)より優先順位の高いリデュース(発生抑制)・リユース(再使用)といった2R の推進などを掲げている状況から、これまでの清掃行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、第三次処理基本計画の見直しを行い策定している。計画目標年度を平成 37 年度とし、以下の目標を設定している。 ① ごみの排出抑制目標 ・家庭ごみ1人1日あたりの排出量 555g(平成 26 年度比で 51g 削減) ・事業系ごみの総排出量 5,327t(平成 26 年度比で 379t削減) ② ごみ資源化推進目標 ・平成 37 年度までに 41.3%(平成 26 年度比で 4.2 ポイント増加) ③ 最終処分量削減目標 ・最終処分量は東京たま広域資源循環組合の搬入配分量を遵守する。

(9) 公害に関する苦情件数

各市における過去3年間(平成27年度～平成29年度)の公害苦情件数は表7.3-27に示すとおりである。平成29年度の3市合計における苦情は、騒音に係るものが多く、次いで大気汚染に係るものが多くなっている。

なお、平成26年度～平成29年度の既存ごみ処理施設によせられた悪臭の苦情は、平成26年度1件、平成27年度2件、平成29年度1件あったが、いずれも組合のごみ処理に起因していることは確認されていない。

表 7.3-27 公害に関する苦情件数

市	年度	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	低周波	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他	合計
小平市	平成27年度	26	－	－	39	4	5	－	11	－	－	81
	平成28年度	25	－	－	41	3	4	－	17	－	－	87
	平成29年度	41	－	－	32	2	6	－	6	－	－	85
東大和市	平成27年度	13	4	－	8	－	1	－	4	－	5	35
	平成28年度	3	7	－	9	－	－	－	9	－	7	35
	平成29年度	11	3	1	10	1	－	－	4	－	27	56
武蔵村山市	平成27年度	31	2	－	12	－	－	－	11	－	67	123
	平成28年度	17	1	－	21	－	－	－	6	－	44	89
	平成29年度	7	2	1	25	－	2	－	13	－	62	112
計 (3市)	平成27年度	70	6	－	59	4	6	－	26	－	72	239
	平成28年度	45	8	－	71	3	4	－	32	－	51	211
	平成29年度	59	5	2	67	3	8	－	23	－	89	253
立川市	平成27年度	45	3	1	54	－	4	－	17	1	17	142
	平成28年度	38	2	－	41	－	6	－	23	3	25	138
	平成29年度	41	－	－	43	－	3	－	22	－	26	135
東村山市	平成27年度	9	－	－	10	－	1	－	1	－	－	21
	平成28年度	15	4	－	14	－	2	－	4	－	－	39
	平成29年度	23	7	－	21	－	3	－	2	－	－	56
国分寺市	平成27年度	10	－	－	6	－	－	－	1	－	－	17
	平成28年度	29	－	－	22	－	2	－	2	－	－	55
	平成29年度	23	－	－	17	－	15	－	3	－	－	58
国立市	平成27年度	2	－	－	23	1	1	－	14	－	1	41
	平成28年度	1	－	－	21	－	1	－	20	－	－	43
	平成29年度	1	－	－	29	－	－	－	18	－	1	49
昭島市	平成27年度	6	－	－	8	－	－	－	3	3	20	40
	平成28年度	1	1	－	4	－	－	－	3	2	23	34
	平成29年度	－	－	－	2	－	－	－	－	1	27	30
計 (8市)	平成27年度	142	9	1	160	5	12	－	62	4	110	500
	平成28年度	129	15	－	173	3	15	－	84	5	99	520
	平成29年度	147	12	2	179	3	29	－	68	1	143	581

出典：「公害苦情統計調査」（平成27年度～平成29年度 東京都環境局ホームページ）